

F補助金の交付額計算例
(新 設)

新潟県柏崎市(旧柏崎市/所在市町村)に食品製造会社が工場を新設。令和8年5月に電気の受電を開始し、令和8年度下期に新規の申請をした場合。

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円) ※	契約電力 (kW)
令和8年 6月	550,000	250
令和8年 7月	553,000	260
令和8年 8月	557,000	260
令和8年 9月	548,000	280
計	2,208,000	1,050
	A	B
平均		262
B÷M=		D
企業立地日の前1年間 計	0	0
平均	0	0
基礎契約電力		0
平均=		F
基礎電気料金 ※	0	
平均×M=	E	
増加契約電力		262
D-F=		H
増加電気料金	2,208,000	
A-E=	I	
1kW 当たり月額電気料金	2,106	
I÷(H×M)=	J	
算定単価	880	
	K	
HとRの小さいほう	262	
	S	

※実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法については
応募要領11ページ参照

その他の算定数値

雇用創出効果	5 人	L
期末雇用者数	8 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	3 人	
電気料金支払月数	4 カ月	M
交付金単価	788 円	N
特例給付金1人当たり の単価	300,000 円	O
算定電気料金の係数	2.0	P
支払電気料金の係数	1.0	Q
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領21ページ
交付金単価より

応募要領11ページ
■特例給付金より

応募要領12ページ
(2)算定電気料金による
限度額の算定より

応募要領12ページ
(3)支払電気料金による
限度額の算定より

応募要領8ページ
1. 電力の交付要件より

電力給付金	96,000	= (K-N) × S × M
特例給付金	1,500,000	= O × L
算定交付額	1,596,000	① 電力給付金 + 特例給付金

特例給付金の交付要件を
満たしている場合

算定電気料金による 限度額	1,018,000	② = S × (K × P - N) × M
支払電気料金による 限度額	1,382,000	③ = I × Q - (H × N × M)

交 付 額 1,018,000 円…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)

F補助金の交付額計算例
(増 設)

新潟県長岡市(旧越路町/隣接市町村)に精密機械製造会社が工場を増設。令和8年2月に契約電力を追加し、令和8年度下期に新規の申請をした場合。

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円) ※	契約電力 (kW)
令和8年 4月	2,983,002	5,000
令和8年 5月	3,883,927	5,000
令和8年 6月	4,212,300	5,000
令和8年 7月	4,134,951	5,000
令和8年 8月	4,130,489	5,000
令和8年 9月	4,238,456	5,000
計	23,583,125	30,000
平均	A	B
B÷M=		D
企業立地日の前1年間 計	28,554,251	40,000
平均	2,379,520	3,333
基礎契約電力		3,333
平均=		F
基礎電気料金 ※	14,277,120	
平均×M=	E	
増加契約電力		1,667
D-F=		H
増加電気料金	9,306,005	
A-E=	I	
1kW 当たり月額電気料金	930	
I÷(H×M)=	J	
算定単価	600	
	K	
HとRの小さいほう	1,500	
	S	

その他の算定数値

雇用創出効果	6 人	L
期末雇用者数	56 人	
基礎雇用者数	50 人	
控除雇用者数	0 人	
電気料金支払月数	6 カ月	M
交付金単価	394 円	N
特例給付金1人当たり の単価	150,000 円	O
算定電気料金の係数	1.5	P
支払電気料金の係数	0.75	Q
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領21ページ
交付金単価より

応募要領11ページ
■特例給付金より

応募要領12ページ
(2) 算定電気料金による
限度額の算定より

応募要領12ページ
(3) 支払電気料金による
限度額の算定より

応募要領8ページ
1. 電力の交付要件より

応募要領10ページ
算定単価表より

※実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法については
応募要領11ページ参照

電力給付金	1,854,000	=S×(K-N)×M
特例給付金	900,000	=O×L
算定交付額	2,754,000	① 電力給付金+特例給付金

特例給付金の交付要件を
満たしている場合

算定電気料金による 限度額	4,554,000	② =S×(K×P-N)×M
支払電気料金による 限度額	3,038,000	③ =I×Q-(H×N×M)

交 付 額 2,754,000 円…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)

F補助金の交付額計算例
(特例増設)

新潟県上越市(旧柿崎町/隣接市町村)に自動車部品製造会社が平成30年10月に工場を新設し、令和3年5月に1度目の特例増設、令和4年11月に2度目の特例増設を行い、令和8年度下期に継続の申請をした場合。

電気料金と契約電力

支払月	実支払電気料金 (円) ※	契約電力 (kW)
令和8年 4月	205,751	80
令和8年 5月	206,126	80
令和8年 6月	265,718	100
令和8年 7月	265,135	100
令和8年 8月	266,523	100
令和8年 9月	266,657	100
計	1,475,910	560
平均	A	B
B÷M=		D
交付期間の重複によって 最も前の交付期間に係る 基礎値が適用 ↓		
基礎契約電力及び 基礎電気料金 ※	0	0
増加契約電力	E	F
D-F=		H
増加電気料金	1,475,910	
A-E=	I	
1kW 当たり月額電気料金	2,645	
I÷(H×M)=	J	
算定単価	1,080	
	K	
HとRの小さいほう	93	
	S	

その他の算定数値

雇用創出効果	14 人	L
期末雇用者数	16 人	
基礎雇用者数	0 人	
控除雇用者数	2 人	
電気料金支払月数	6 カ月	M
交付金単価	394 円	N
特例給付金1人当たり の単価	150,000 円	O
算定電気料金の係数	1.5	P
支払電気料金の係数	0.75	Q
契約電力の上限 (雇用創出効果人数から)	1,500 kW	R

応募要領21ページ
交付金単価より

応募要領11ページ
■特例給付金より

応募要領12ページ
(2) 算定電気料金による
限度額の算定より

応募要領12ページ
(3) 支払電気料金による
限度額の算定より

応募要領8ページ
1. 電力の交付要件より

- ・当初交付期間(平成31年度上期～令和8年度下期)
 - ・特例増設1交付期間(令和3年度下期～令和11年度上期)
 - ・特例増設2交付期間(令和5年度上期～令和12年度下期)
- 最も前の「交付期間に係る基礎値」により交付額の算定を行います。(応募要領Q&A8参照)
⇒令和8年度下期は当初交付期間に係る基礎値により算定

※実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法については
応募要領11ページ参照

電力給付金	382,000		=S×(K-N)×M	
特例給付金	2,100,000		=O×L	特例給付金の交付要件を 満たしている場合
算定交付額	2,482,000	①	電力給付金+特例給付金	
算定電気料金による 限度額	684,000	②	=S×(K×P-N)×M	
支払電気料金による 限度額	887,000	③	=I×Q-(H×N×M)	

交 付 額 **684,000 円**…① ② ③ のうち最も低い額(千円未満切捨て)